

令和4年度岩沼市斎場運営管理業務 事業者選定プロポーザル実施要領

1 趣旨

岩沼市斎場の運営管理に係る業務を委託するにあたり、業務の円滑かつ効率的な運営及び市民サービスの向上を図るため、業務に対する専門的知識、意欲、実績及び技術的能力を勘案し、最も適切な者の選定をプロポーザル方式により厳正かつ公平に行うために必要な事項を定めるものとする。

2 業務名

令和4年度岩沼市斎場運営管理業務

3 業務の概要

- (1) 業務場所 岩沼市早股字新寺前 71 番地の 1 岩沼市斎場
- (2) 業務期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日
(業務の履行状況により期間の延長もあり得る)

(3) 施設の概要

火葬炉 3 基、小動物炉 1 基 (燃料：灯油)

建物延べ床面積 1,518.08 m²

供用開始 平成 30 年 5 月

火葬見込み件数

人 体 500 件

小動物 400 件

(4) 業務内容

岩沼市斎場における運転管理及び施設運営等に係る業務

(詳細については、別紙 1「岩沼市斎場運営管理業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)に記載する。)

4 業務体制の確立

受注者は契約締結後、業務を実施するため火葬等業務の経験と技術を有する人員の確保等、令和4年4月1日から適正に業務を遂行できるための体制を確保しておくこととする。それに係る経費は、受注者の負担とする。本業務に係る人員は、全て令和4年3月31日までに確保し、業務開始の日までに研修を終えていなければならない。

5 業務委託料の限度額

令和4年度・5年度・6年度の各年度における限度額は、各 26,180,000 円(消費税及び地方消費税相当額を含まない)、3年合計 78,540,000 円とする。なお、提案する見積金額が、限度額を超えた場合は、本プロポーザルについて失格とする。

6 参加資格

参加者は、参加申込書の提出日において、次の項目をすべて満たしていなければならない。

- (1) 令和3・4年度岩沼市競争入札参加資格者名簿（物品購入／保守・役務等（施設管理、サービス業））に登録があり、宮城県内に本店または支店を有すること。
- (2) 法人格を有すること。
- (3) 類似する火葬等業務（指定管理者を含む）の受託実績を過去5年以内に有していること。
- (4) 本市及び他の自治体から業務停止命令を受け、その日から5年を経過していない者でないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項に基づく市の入札参加制限を受けていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による会社更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第255号）の規定による再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行っていないこと。
- (9) 国税及び地方税を滞納していないこと。

7 プロポーザルの実施手順

実施要領等は、市のホームページからダウンロードするものとする。

内 容	日 程
公募開始	令和3年10月26日（火）
募集期間	令和3年10月26日（火） ～令和3年11月15日（月）
斎場見学会 （11月1日午後5時まで申込）	令和3年11月4日（木） 午後1時30分～午後3時の間で、岩沼市が指定する時間
質問受付期限	令和3年11月5日（金）午後3時
質問回答期限	令和3年11月10日（水）午後5時
参加申込書提出期限	令和3年11月15日（月）午後3時
提案書提出期限	令和3年11月15日（月）午後3時
事業者選定審査会	令和3年11月25日（木）午後
審査結果通知	令和3年11月30日（火）（予定）
契約に関する協議	別途通知
業務開始準備期間	契約締結の翌日～令和4年3月31日（木）

※本プロポーザルに関する事前説明会は実施しません。

8 質問の受付

質問がある場合は、次により質問回答書（様式1）を提出すること。

- (1) 提出期限 令和3年11月5日（金）午後3時まで
- (2) 提出先 岩沼市 市民経済部生活環境課
電子メール kankyous@city.iwanuma.miyagi.jp
- (3) 提出方法 電子メールによる提出
- (4) 回答 令和3年11月10日（水）午後5時までに市ホームページに掲載する。

9 参加申込書の提出

参加申込書（様式2）の提出は、以下によるものとする。

- (1) 提出期限 令和3年11月15日（月）午後3時まで
- (2) 提出場所 岩沼市 市民経済部生活環境課
- (3) 提出方法 郵送または持参
(郵送の場合、当日消印有効とする。)

10 提案書の提出

- (1) 提出期限 令和3年11月15日（月）午後3時まで
- (2) 提出場所 岩沼市 市民経済部生活環境課
- (3) 提出方法 郵送または持参
- (4) 提案書作成にあたっての留意事項
 - ①提案書はA4縦長横書き両面にて作成し、表紙をつけること。
 - ②正本1部（表紙に、社名、代表者名を記載し社印、代表社印を押印すること）、副本（正本のコピー）7部を提出すること。
- (5) 提案内容

提案者は次の内容を提案してください。なお、提案内容には事業者名や事業者名が推測できる内容を記述しないでください。

事業者の概要
他の自治体等における類似業務の受託実績
仕様書に基づいた業務に対する基本的な考え方、実施方針及び実施体制等

 - (ア) 基本的事項
 - ・業務場所が斎場であることに対する基本的な考え方
 - ・個人情報の保護
 - ・業務の実施体制及び人員確保に向けての採用方法、方針
 - ・地震等災害時の業務継続
 - (イ) 業務実施にあたっての提案
 - ・業務遂行のためのマニュアル整備、研修方法
 - ・施設利用者へのサービス向上策
 - (ウ) 施設管理業務
 - ・類似業務の実績、経験の活用

- ・業務経験者の配置等人員体制
- ・緊急時の連絡体制、配備計画

1 1 提案等に要する費用及び提出書類

- (1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等一切の書類は返却しないものとする。なお、提出された書類を提出者に無断で本件の目的以外に使用することはない。
- (3) 提出された提案書の著作権は、提出者に帰属するが、審査に必要な範囲で複製を作成することがある。

1 2 選定方法

- (1) 本業務の事業者選定は、「令和4年度岩沼市斎場運営管理業務事業者選定審査会（以下「審査会」という。）」の審査を経て選定する。

なお、提案内容を把握するためヒアリングを行います。審査会において最優秀提案者を選定したうえで、すべての提案者に対し、その結果を通知する。

また、提案が1社のみの場合であっても審査会において提案内容の審査を行い選定の可否を決定する。

ヒアリングは、以下により行います。

- ・ヒアリングは提案者名を公表せずに行いますので、事業所名が分かる名札・社章等は着用しないでください。ヒアリング中も事業所名や事業所名が推測できるような発言は行わないでください。
- ・入室人数は3名以内とします。
- ・15分以内での説明の後に10分程度の質疑応答を行います。
(提出済の提案書等に沿い口頭による説明のみで行うものとします。)
- ・ヒアリングの日程、場所については、後日連絡します。
- ・ヒアリング時の追加資料の配布は不可とします。

- (2) 評価基準

以下の項目により評価を行う。

審査項目		審査基準
内容審査	基本姿勢 (配点 25点)	故人の尊厳や遺族の悲しみに接する業務であることを十分理解している。
		個人情報の保護及び適正な管理のために具体的な対応方法が示されている。
		従業員の採用方法及び採用の方針は、業務の継続性を確保できるもので、地域活性化に資するものか。
		災害時でも機能を停止することができない重要な業務であることを理解している。
提案内容 (配点 20点)	業務マニュアルの整備、研修方法は、確実に業務遂行できる内容であること。	

		齋場利用者に対する応接に十分配慮されていること。
		利用者ニーズの変化に合わせて、新しいことに取り組む姿勢がみられ、サービス向上につながる内容であること。
	業務実施 (配点 25点)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経験活用 類似業務の実績や経験を有しており知識・ノウハウが十分に活かされることが期待できる。 ・ 人員体制 配置予定者の経験等、提案内容が実現できる人員体制となっていること。 ・ 緊急対応 緊急時に迅速かつ確実に対応できる体制が整っていること。
	運営基盤 (配点 10点)	安定的に業務体制を維持できる組織及び執行体制であること。
価格審査	(配点 10点)	適正かつ安価な委託料が算定されていること。
ヒアリング	(配点 10点)	提案内容を的確に説明し、質問に対して簡潔な回答がなされていること。

1 3 契約締結の方法

選定された最優秀提案者は、岩沼市齋場運営管理業務受託候補者となり、本施設の運営管理業務契約について優先交渉を行う。なお、選定後から委託契約の締結までの間に、本市との協議を経て、業務内容に基づく見積りを徴収し、市の定める算定方法により算出した金額を上限として契約を締結するものとする。

選定された最優秀提案者が契約締結を辞退した場合は、次点提案者と契約交渉を行うものとする。

1 4 その他

選定委員の構成、詳細な評価基準は公表しない。また、選定結果に関する異議申し立て及び問い合わせは一切受け付けない。

1 5 問合せ

担 当 岩沼市市民経済部生活環境課
生活環境係（担当：富士溪）
電 話 0223-22-1111（内線 332）
F A X 0223-22-1264
メー ル kankyou@city.iwanuma.miyagi.jp